

## A 2 . 0 2

### 基礎登録又は基礎出願が立体商標である場合の 商標の同一に関する取扱い

1. 立体商標に係る国際登録出願において、その基礎登録又は基礎出願に係る立体商標を表す図又は写真が複数ある場合には、その全ての図又は写真について同一（全体が同一の縮尺度で表され相似形となっているものを含む。その図若しくは写真の配列については異なってもよい。）でなければならず、8 cm平方の枠内に記載しなければならない。
2. 国際登録出願における図又は写真が基礎登録又は基礎出願におけるものと、例えば、以下のとおり相違するときは、原則として、その立体商標は同一のものとは取り扱わないものとする。
  - ①図又は写真の枚数が同じでない。
  - ②図又は写真で表示されている構成・態様の一部が一致しない。
  - ③図又は写真についての一部の縮尺度が相違している。
  - ④図で表されていたものが写真となっている、又はその逆となっている。
3. 基礎となるものが出願である場合における商標の同一の判断に当たっては、その立体商標の構成・態様が特定されているか否かは問わないものとする。

#### [説明]

(1) 国際登録出願に係る商標の同一については、[商標審査便覧A 2 . 0 1](#)のとおり、本国官庁が国際登録出願について証明する時における基礎登録又は基礎出願に係る商標とその構成・態様が同一でなければならないことを原則とすることから、立体商標についても同様に取り扱うこととする。

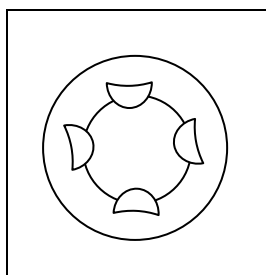
すなわち、立体商標においては、複数の図又は写真により表されていることがあることから、その場合には、それらの図又は写真に表されている構成・態様が同一であること、又は全体が同一の縮尺度で表され全体として相似形となっていることが必要である。

なお、図又は写真の配列が異なっても、それによって表されている立体商標の全体の構成・態様が変更されるものとはいえない場合には、同一のものとして取り扱うものとする。

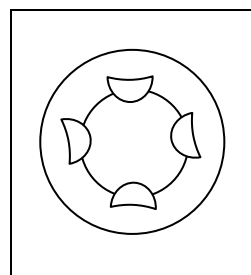
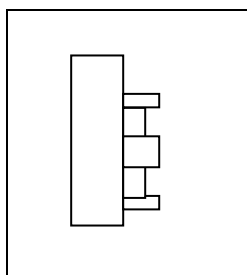
(2) 立体商標が同一でないとして取り扱う場合とは、例えば、次の様な場合が該当する。

- ①図又は写真の枚数が同じでない。

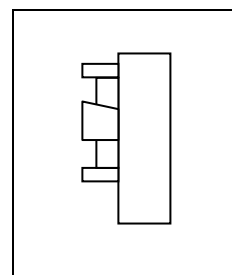
②図又は写真で表示されている構成・態様の一部が一致しない。



<基礎登録又は基礎出願の立体商標>

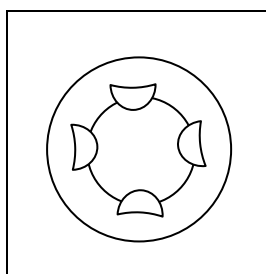


<国際登録出願の立体商標>

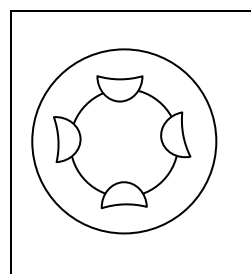
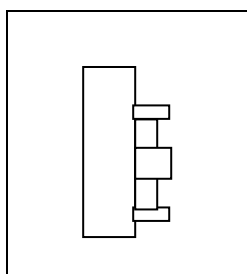


※国際登録出願の右側の図の構成・態様が基礎登録又は基礎出願の図と相違する。

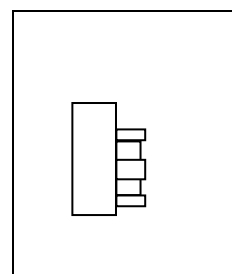
③図又は写真についての一部の縮尺度が相違している。



<基礎登録又は基礎出願の立体商標>



<国際登録出願の立体商標>



※国際登録出願の右側の図のみが基礎登録又は基礎出願の図と縮尺度が相違する。

④図で表されていたものが写真となっている、又はその逆となっている。

(3) なお、基礎となるものが出願中の商標における同一については、本国官庁が国際登録出願について証明する時における基礎出願の願書に記載されている立体商標である旨の記載及び登録を受けようとする商標（図又は写真）によって判断することとし、その願書における図又は写真によって立体商標としての構成・態様が特定されているか否かは問わないこととする。

したがって、例えば、基礎となる出願において、立体商標を表す図として断面図があった場合は、その図を含めて、同一であるかを判断することとなる。